

県境を越えた 交通空白地域の解消を！

問

現在、西条地区地域公
共交通網形成計画の策
定が進められているが、特に
国道194号沿いの加茂地区にお
いては、寒風山トンネルを含
む8・5キロメートルの交通
空白地域の解消をはじめ、住
民の足を求める声は切実であ
る。また、県境に位置する高
知県吾川郡いの町の住民の多
くは、本市が日常の生活圏と
なっている。広域連携による
地域公共交通の確保・充実が
叫ばれる中、公共交通の利便
性向上に向け、今後、どのよ
うに取り組んでいくのか。

答

現在、加茂地区では、
平日における路線バス
の運行が1日4便であること
に加え、高齢化により、自宅
からバス停までが遠い住民に
とって路線バスの利用が困難
な状況となっている。

これらの状況を改善するた
め、平成27年度は日常生活に
必要不可欠な移動手段の維持・
確保を目指し、地域住民とと
もに実情に応じた交通体系や



寒風山トンネル(愛媛県側)

制度の検討を行い、平成28年
度からの実証運行などに向け
た詳細なプランの策定を行っ
ている。

今後、山間部はもとより、
市街地を形成する平坦部の公
共交通空白地域においても、

将来にわたって市民生活とま
ちづくりに寄り添った持続可
能な地域公共交通を構築する
ため、具体的な取組を順次、
進めたいと考えている。

また、県境に位置する高知
県吾川郡いの町本川地区の住
民のかたは、平成11年に新寒
風山トンネルが開通したこと
により、本市市街地への移動
時間が短縮されたことから、
本市が日常の生活圏になって

いると認識している。同地区
においては、地元タクシー事
業者の廃業に伴い、住民の移
動手段確保のため、いの町社
会福祉協議会による交通空白
地有償運送を行っているが、
町内のみの運行であり、県境
を越える運行に至っていない。
本市としては、経済効果や
生活実態に応じた広域連携の
必要性を踏まえ、いの町をは
じめとする関係団体との調整
により、県境を越えた交通空
白地域の解消に向けて必要な
協力をしていきたいと考えて
いる。

土砂災害防止法に基づき 基礎調査の状況は？

問

平成26年8月豪雨によ
る広島県広島市の土砂
災害などを受け、国では、警
戒避難体制の充実・強化を図
るため、土砂災害警戒区域等
における土砂災害防止対策の
推進に関する法律(土砂災害
防止法)が改正され、平成27
年1月18日に施行された。こ
れに伴い、都道府県では、土
砂災害警戒区域の基礎調査結
果を公表することが義務付け

られ、平成31年度末までの調
査完了目標が設定されたが、
愛媛県では、いつ頃の調査完
了を見込んでいるのか。また、
県の方針と区域指定に対する
市の対応は、どのようになっ
ているのか。

答

本市においては、土砂
災害防止法に基づき区
域指定は、愛媛県が基礎調査
を行い、住民に説明、同意を
得た後、土砂災害警戒区域な
どを指定するとともに、基礎
調査結果については、従来、
指定された後に初めて公表さ
れていた。しかし、今回の土
砂災害防止法の改正により、
基礎調査結果の公表が義務付
けられたことから、未指定箇



土砂災害に関する周知パネル

所と併せ、県や市の担当窓口
やホームページで確認できる
ようになった。

愛媛県の土砂災害危険箇所
は全国で14番目に多い1万5
千190か所、このうち市内に
は476か所あり、その内訳は、
地滑り危険箇所が38か所、土
砂災害危険箇所が185か所、急
傾斜地崩壊危険箇所が253か所
となっている。また、市内の
土砂災害危険箇所のうち、基
礎調査済みが115か所、現在調
査中が57か所で平成27年度末
の完了予定である。残りの304
か所についても、平成31年度
までに調査を完了する予定で
あるが、早期に調査を完了さ
せ、公表されるように、県へ
要望していきたい。

更に、土砂災害警戒区域な
どの指定については、基礎調
査済み115か所のうち、指定済
みが82か所、地元同意済みが
10か所で、残りの23か所につ
いては、平成27年度末までの
指定に向け説明会などを行い、
地元の理解を得られるよう努
力するとともに、指定後の生
命・身体を守る対応について
も住民と協力していきたいと
考えている。